

## 新型コロナに関する休業・出向関係の助成金について

新型コロナの影響を受けた出向や休業に関連して、新しく創設された助成金と、特例や対象者の拡大に関する内容を3月19日現在でまとめています。申請する場合にはガイドブックや要領、様式をご確認ください。

### 1. 産業雇用安定助成金の創設

いわゆる雇用シェアを後押しするよう、令和3年2月5日に創設された助成金です。新型コロナの影響により最近1か月の生産指標が5%以上減少した事業主（出向元）が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合、出向元と出向先の双方の事業主に対し、賃金等の出向運営経費（日額上限1万2千円）と出向初期経費（定額）が助成されます。雇用調整助成金にも出向した場合の支給がありますが、この助成金は出向先も対象になる点、賃金以外の経費も一定の条件のもとに助成対象となる点が異なります。

出向元と出向先には、資本的・経済的・組織的関連性等からみて独立性が認められることが必要ですが、この助成金では出向元が出向先の分をまとめて申請し、どちらかが支給要件を満たさない場合には双方が不支給となります。そのため、出向元と出向先双方に必要な書類の作成や備付けが必須となり、ある程度の信頼関係が求められると思われます。特に出向先の条件とされる出向前6か月の解雇等がないこと、雇用量の減少がないことについては、出向元が事前に確認することになるでしょう。

助成金では、賃金支払いはどちらでも（両方でも）よく、7類型が想定されています。実際に在籍型出向をすすめる場合には、事前に出向元と出向先のどちら（あるいは両方）が賃金を支払うか、出向前の賃金との差額をどうするか、社会・労働保険はどのように加入すべきかなどの準備検討を行うことになります。

出向を開始する前日までに計画届が必要ですが、令和3年4月5日までに出向を開始する場合は、令和3年4月5日までに計画届を提出することができます。

### 2. 雇用調整助成金の特例拡大

上限15,000円等の措置を講じた緊急対応期間が令和3年4月30日まで延長されており、受給可能期間も通常の休業開始後1年から、令和3年6月30日までは1年を超えて受給できるよう延長されています。

また、令和3年1月に一部の都府県で出された緊急事態宣言に対応して、緊急事態宣言等対応特例が発表されており、もともと助成率が高かった全国の中小企業に加え、緊急事態宣言対象地域の知事の要請を受けて営業時間の短縮等に協力する飲食店等の大企業事業主や、特に業況が厳しい大企業事業主（直近3か月の生産指標が30%以上減少）の助成率が10/10（解雇等行った場合には4/5）に引き上げられています。さらに、雇用維持要件の特例として解雇等の判定期間が令和3年1月8日から判定基礎期間の末日までに変更されています。緊急事態宣言等対応特例の中でも複数に区分された特例のどれに該当するかにより、証明書類や助成率などが異なりますので、申請時にはよく確認するようにしてください。令和3年3月31日までに判定基礎期間の末日がある休業等については5月31日まで申請可能とされています。

### 3. 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の対象者拡大

新型コロナの影響により休業し、休業手当の支払いを受けることができなかつた中小企業の労働者（雇用保険被保険者でなくても可）の申請により休業前の平均賃金の8割（日額上限11,000円）を支給するものですが、対象が以下のように拡大されています。なお、この場合の休業とは、時短営業などで1日8時間から4時間未満の就労になった場合、月の一部分の休業（週5から週3勤務などへの変更）も含まれます。

(1)中小企業の労働者：令和2年4月1日から緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末までの休業に延長

(2)大企業の労働者：令和2年4月1日から6月30日まで（※）及び令和3年1月8日以降（令和2年11月7日以降に時短要請を発令した都道府県はそれぞれの要請の始期以降）4月30日までにシフト労働者等（労働契約上、労働日が明確でないシフト制・日々雇用・登録型派遣の労働者）の休業 ※は6割

(1)の令和3年1月以降の休業及び(2)に関しては7月31日までの申請が可能です。

事業主は、休業の事実を「支給要件確認書」にて記載します。具体的な労働日が確認できない場合でも、労働条件通知書やシフト表で確認できる場合、過去6か月以上の勤務の実態（月4日以上）と新型コロナの影響がなければ同様の勤務を続けさせていた意向を確認できる場合には休業として取り扱われます。

ホームページ「関東社会」「かいとうしゃかい」で検索 <http://www.kaito-sr.com/>

Facebook ページ

<https://www.facebook.com/kaitosr.tokyo/>

※本記事の無断転載は禁止  
しています。

**社会保険労務士法人 関東社会保険労務事務所**

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-2-6 西新宿 K-1 ビル 7 階

TEL 03-3369-7411/8411

FAX Stop! 次回以降のFAXがご迷惑の場合は恐れ入りますがご連絡下さい。

FAX 03-3369-2711